

令和3年第6回美郷町議会定例会

議事日程（第2号）

令和3年6月17日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（16名）

1番	深 沢 義 一 君	2番	高 橋 邦 武 君
3番	鈴 木 正 洋 君	4番	内 田 清 文 君
5番	泉 美和子 君	6番	森 元 淑 雄 君
7番	高 山 茂 雄 君	8番	細 井 邦 男 君
9番	熊 谷 良 夫 君	10番	伊 藤 福 章 君
11番	鈴 木 良 勝 君	12番	村 田 薫 君
13番	藤 原 政 春 君	14番	深 澤 均 君
15番	熊 谷 隆 一 君	16番	澁 谷 俊 二 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 田 知 己 君	副 町 長	佐々木 敬 治 君
総 務 課 長	本 間 和 彦 君	企 画 財 政 課 長	高 橋 穰 君
税 務 課 長	小田長 光 仁 君	住 民 生 活 課 長	藤 田 信 晴 君
福 祉 保 健 課 長	高 橋 勉 君	農 政 課 長	中 田 裕 克 君
商 工 観 光 交 流 課 長	高 階 優 君	建 設 課 長	木 村 英 彰 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	奥 山 智 佳 等 君	農 業 委 員 会 長	高 橋 正 尚 君
農 業 委 員 会 長 農 事 務 局 長	大 澤 修 君	教 育 長	福 田 世 喜 君
教 育 推 進 課 監	武 藤 浩 紀 君	教 育 推 進 課 長	武 田 浩 之 君
生 涯 学 習 課 長	佐々木 寿 人 君	代 表 監 査 委 員	高 橋 信 雄 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	高 橋 博 和	庶 務 班 長 兼 議 事 班 長	佐々木 直 樹
上 席 主 査	高 橋 幸 恵		

◎開議の宣告

○議長（澁谷俊二君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（澁谷俊二君） 日程第1、一般質問を行います。

今定例会での一般質問の通告者は、6名であります。

一般質問の順序は、通告の順に許可いたします。

質問者は、一般質問席に登壇して発言をしてください。

◇村 田 薫 君

○議長（澁谷俊二君） 最初に、12番、村田 薫君の一般質問を許可いたします。村田 薫君、登壇願います。

（12番 村田 薫君 登壇）

○12番（村田 薫君） おはようございます。

通告に従いまして一般質問をいたします。質問事項は、農地の担い手と耕作放棄地（遊休農地）対策、人口減少対策についてです。

あきた経済3月号によれば、県内の耕作放棄地が5年で3割近く増加し、また農業経営体数については県内ではたった5年で4分の3に減少しております。これらの状況は美郷町でも同じ傾向かと思われまして、農地の担い手と耕作放棄地対策、人口減少対策について伺います。

質問の1つ目ですけれども、農地の担い手に対する町が取組として中間管理機構などによる農地の有効活用を推進していることは承知していますが、制度の美郷町の利用状況は全農地のうちのどの程度あるのか。また、町として今後新たな取組や独自の取組を考えているのかを伺います。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） おはようございます。

ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、担い手への農地集積についてですが、国では担い手への農地集積率を令和5年までに80%にする目標を掲げております。令和元年度末における国の農地集積率は57.1%で、秋田県の農地集積率は69.3%となっているところです。

本町の状況についてですが、比較年次は違いますが、令和2年度末で80.7%と既に国の目標を上回っております。これは基盤整備事業と一体的に農地集積が推進されたことや、所有する全農地を新たに農地中間管理機構に10年以上の期間で貸付けた場合、10年以上15年未満は3年間、15年以上は5年間、固定資産税が2分の1に軽減される制度が創設されたことなどが主な要因と考えております。

また、本町の農地中間管理の制度利用の状況ですが、農地中間管理機構への貸付け面積は機構が設置された平成26年度からの7年間で約1,773ヘクタールとなっております。町の農地面積6,530ヘクタールの27.1%で県内で最も高い比率となっております。また、令和6年度採択要望中の六郷西部第2地区（154.7ヘクタール）ですが、受益農地全てを機構に貸付けすることが要件となっており、採択されれば、さらに農地中間管理機構の利用割合が高まるとともに担い手への農地集積も確実に高まることとなります。

こうした状況を踏まえ、今後新たな取組や独自の取組の必要性が低く、現在のところ考えておりません。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

それでは、次の質問に移ります。

○12番（村田 薫君） それでは、質問の2つ目になります。

前述のとおり、農業経営体の減少が著しい状況では農業経営体1つ当たりの面積を増やすにしても経営上利益の薄い農地を引き受けてくれるとは考えにくく、山間部など機械の入りにくいところでは特に難しいと思われれます。耕作放棄地（遊休農地）の増加が懸念されるが、美郷町の推移と現状、今後の見通し、重ねて現在の対策対処はどうなっているのか、新たな取組があるのかを伺います。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに用語の解説となりますが、「耕作放棄地」については農林業センサスで定義されている統計上の用語で、過去1年以上作物を栽培せず、農家が今後も数年栽培する意思がない、つまり農

家の耕作意思が反映された農地を言います。

一方「遊休農地」については農地法に定められた用語で、農業委員会の調査に基づいて判断された農家の意思に関わらない客観的な不耕作状況の農地を言います。現在、農地として利用されておらず、今後も農地として利用される可能性の低い農地を1号遊休農地、農業上の利用の程度が周辺と比べて著しく劣っていると判断された農地は2号遊休農地と定義されております。

美郷町の推移と現状ですが、耕作放棄地については、平成22年調査で39ヘクタール、平成27年調査では94ヘクタールと増加しております。

なお、令和2年調査からは調査項目から除外されており、把握できません。

一方、農業委員会が調査している遊休農地については、平成28年度調査では1.1ヘクタール、令和3年4月時点では1.9ヘクタールと増加しているものの大きな増加面積とはなっておりません。

両者の数値に大きな開きがありますが、その要因は農家の耕作意思が反映された耕作放棄地においては、転作における不作付地として草刈りなどで管理されている農地が含まれているためと認識しております。

なお、遊休農地については、農業委員会で農地法第30条に基づき、毎年1回農地の利用状況調査を行っており、例年8月を農地パトロール強化月間としているほか、随時の利用状況調査も行っており、確認した遊休農地については、所有者等に対して意向調査を実施し、農地中間管理機構の活用を提案するなど、その解消に努めているところです。

また、平成28年度税制改正において遊休農地の固定資産税を1.8倍に課税強化を行うことが可能となり、その歯止めとなり得る制度も創設されましたが、現在のところ対象となる勧告に至った農地はなく、引き続きこうした制度の周知にも努めてまいりたいと存じます。

さらに、町では現在、「生薬の里美郷」構想を踏まえ、新たな特色ある作物として薬用植物の栽培を推進しております。耕作放棄地や遊休農地の中には土壌条件や周辺環境を踏まえすと薬用植物の栽培適地があるものと存じます。例えば、中山間の農地においては、ハウノキの植栽による計画的林地化など土地の機能転換も選択肢の一つと存じますので、その啓発についても今後農業委員会と検討を重ねてまいりたいと存じます。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

それでは、次の質問に移ります。

○12番（村田 薫君） 質問の3つ目です。今後の町の発展と農地の適切な管理には未来を担う人口対策が必要と考えます。第2次美郷町総合計画には「本町の基幹産業である農業には云々」とありながら、隣のページでは第1次産業である農業関連の減少率がかなり著しいことが記載さ

れております。また、昨年の決算特別委員会での説明では町民税の約8割が給与所得によるもので、農業が今後も基幹産業となり得るのが心配であります。私たち町民には町の産業振興の方向性は製造業に向かっていると見えます。町を取り巻く社会情勢が大きく変化して、人口減少が危惧される中で松田町政及び第3次美郷町総合計画では地域産業についてはどのターゲットを重視し、人口減少に対処されるのかお考えをお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまの御質問にお答えいたします。

第2次美郷町総合計画に記載している第1次産業及び農業関連の数値の減少についてですが、平成27年国勢調査における本町の第1次産業の就業者は1,789人、同年の農林業センサスでは販売農家における世帯員数は6,236人となっております。ともに減少傾向となっており、今後の人口減少を考えますと、この傾向は続くものと推測しております。

一方で、農業総生産額は秋田県市町村民経済計算年表によると、平成24年度をピークに減少しておりましたが、平成26年度の33億9,800万円から平成30年度には41億2,100万円と7億2,300万円増加しており、農業に関連する人口は減少傾向にあるものの総生産額は今後も向上が可能なものと考えております。

また、本町の面積は168.34平方キロメートル、つまり1万6,834ヘクタールで、それから林野面積7,183ヘクタールを除いた面積は9,651ヘクタールとなりますが、そのうち耕地面積は6,530ヘクタール、67.6%を占めております。また、その農地から生産された農産物等は産業連関的に製造業や流通・販売業に影響を与えるとともに、その販売で生まれる収入はサービス業や金融業などに影響を与え、全体として地域に大きな影響力を有しておりますので、今後も農業は本町の基幹産業として位置づけてまいりたいと存じます。

さて、第3次美郷町総合計画において、どの産業に注力して人口減少に対処していくかとの御質問ですが、全ての産業はそれに関わる町民の生活を確実に支えているわけですので、特定の分野に注力するのではなく、全ての分野に注力していくことが肝要と考えております。

そうした考え方のもとで農業分野においては、今後も経営規模の拡大や複合作目の拡大を希望する方には可能な限り意向に沿った支援を行うとともに、規模拡大せずに農業を継続したい方に対しましても、一定期間営農を継続していただく前提で一定の支援策を講じてまいりたいと考えております。

こうした取組に基づき醸成される生産手段と生活の不離一体感の強化が、結果的に美郷町での

定住意識の強化につながり、最終的に人口減少対策に至るように考えているところです。第3次の総合計画においては、こうした観点での施策についても検討を重ねてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、12番、村田 薫君の一般質問を終わります。

◇高 山 茂 雄 君

○議長（澁谷俊二君） 次に、7番、高山茂雄君の一般質問を許可いたします。高山茂雄君、登壇願います。

（7番 高山茂雄君 登壇）

○7番（高山茂雄君） おはようございます。

通告に従いまして質問をいたします。

出生祝金制度ができて1年ほどになりました。私的には、その方向性において大変結構な制度であると思っております。子育ての政策は、その時々において継続性をもってかなり整備されていると思っております。しかしながら、子供の数は減少している現実もあります。

子供の数についてのアンケート調査を見ますと、もう一人欲しいと思っている方が相当な割合でおられます。諦める理由の多くは経済的な理由と答えております。昨年、全国での出生数は84万人余りでした。この数字も大変驚愕すべき数字であります。今年はコロナウイルス感染症の影響もあり、70万人台ではないかと言われております。国において出生に対する直接的な政策が望まれるところであります。

そのような環境で1年経過した出生祝金事業に対し、どのように評価しているのかをまず伺います。また、冒頭で申し上げましたが、方向性は個人的には大いに評価いたします。ただ、規模が小さすぎる気がします。今後、より充実させていくか伺います。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまの御質問にお答えいたします。

出生祝金については、町の次代を担う子供の誕生を祝い、子供の健やかな成長と子育て世代について地域全体で支援していることを認識していただくことで美郷町への定住意識を高めていただくため、令和2年度から開始し、令和2年度については、71人の方に現金3万円と商品券2万円をお渡しするとともに、令和3年度については5月末まで現金5万円を11人の方にお渡しして

おります。

その評価についてですが、窓口で直接お父さんまたはお母さんに手渡ししており、大変に喜んでいただいておりますので、町としては、この制度に一定の評価をしているところです。

また、実際の出生者数については、年ごとの増減はありますが、全体的には残念ながら減少傾向にあります。その中で、制度開始前の1年間、すなわち令和元年6月から令和2年5月までの出生者数が62人だったのに対し、制度開始後の1年間、すなわち令和2年6月から令和3年5月までの出生者数は79人となっているところです。

制度の充実についてですが、美郷町を除く県南6自治体の制度を確認したところ、本町と同様に第1子以降5万円を交付している自治体が1自治体、第1子が3万円で第2子以降に5万円交付している自治体が1自治体、第1子と第2子が3万円で第3子以降5万円を交付している自治体が1自治体、第1子以降3万円を交付している自治体が2自治体、制度なしが1自治体となっており、他の自治体と比較しても美郷町の取組は充実しているほうで、当面は現在の制度を継続してまいりたいと存じます。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

それでは、次の質問に移ります。

○7番（高山茂雄君） 最近、自動運転のトラクターや田植機での作業風景が最近よく報道されます。大規模な圃場整備により機械も大型となり、自動化も進むものと思われまます。測位衛星を用いた位置計測システムによって動いておりますが、その運用には地上からの補正情報が必要であるということでもあります。今後、さらに情報通信技術を活用した農業経営が進むものと思いますが、地上基地局についての設置要望が今後出てくると思います。町として、このことにどのような考えをお持ちなのかを伺います。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまの御質問にお答えいたします。

農業機械の自動運転については、最近、国や県においてスマート農業の実証事業が取り組まれております。また、農機具メーカーにおいても自動運転機能を備えた農業機械が開発されてきており、町内の経営体においても導入されはじめているところです。

さて、それに関連する位置情報の補正技術については、議員も御承知と存じますが、DGPS方式、RTK方式、VRS方式の複数の方式があります。各方式にはそれぞれの特徴があり、DGPS方式は基地局が不要で初期投資は発生せず、静止衛星による補正信号を無償で利用する方

式であるためランニングコストもかからないものの、誤差が50センチメートルから5メートル程と大きいとのこと。

また、RTK方式は誤差が2センチメートル程で小さいものの基地局の設置が必要で、初期費用はメーカーにもよりますが、固定局が400万円程、移動局が100万円程必要とのこと。また、VRS方式は誤差が2センチメートル程で小さく、基地局も不要のため初期投資はかからないもののインターネット回線を通じて補正情報を受信する方式のため、通信料等が年間30万円程発生するとのこと。

町では、こうした作業の効率化に関する技術については、今後の営農継続に関して必要な技術と認識しておりますので、要望があった場合には見込む営農形態や周辺の利用希望などを把握した上で初期導入費用や維持管理費用、地区への波及効果などを勘案し、適切な支援策を検討してまいりたいと存じます。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

次の質問に移ります。

○7番（高山茂雄君） 最近リニューアルいたしました道の駅に車用の急速充電設備を設置していただきたいと思います。遠方より電気自動車で来られるお客様は道の駅なら充電設備があるという前提で来られると思います。いずれにいたしましても化石燃料の車は今後減ります。電気自動車に変わっていくと思われれます。今は設置しても、その稼働率は低いかと思いますが、道の駅という性格上といいますか、イメージ的には、この充電設備があると、当然であるというような気もいたしますので、将来的なことも含め、考えをお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまの御質問にお答えいたします。

電気自動車が目的地までの途中で充電を行う、経路充電地については、電気自動車の普及と相まって年々その必要性が高まってきているものと認識しております。また、その場所については、いろいろな観点があるものと存じますが、交通の要所に存在し、防災拠点にもなる道の駅に整備が必要とする意見が年々多くなってきているようにも感じているところです。

県内の道の駅における充電設備の設置状況についてですが、全33駅のうち3分の2に当たる22駅において設置されております。そのうち、21駅では短時間で充電が可能な急速充電器が設置されているなど、県内において充電インフラの整備が急速に進んでいる状況です。

環境に配慮した電気自動車については、今後ますます普及していくことが予想され、それに伴

い充電設備のニーズが高まっていくものと考えておりますので、道の駅の利便性向上等の観点も含めてですが、設置場所の制約や整備費、維持管理費などの諸課題を把握するとともに民間事業者との連携や有利な支援制度などを模索しながら道の駅美郷への設置について検討してまいりたいと存じます。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、7番、高山茂雄君の一般質問を終わります。

◇内 田 清 文 君

○議長（澁谷俊二君） 次に、4番、内田清文君の一般質問を許可いたします。内田清文君、登壇願います。

（4番 内田清文君 登壇）

○4番（内田清文君） 通告に基づきまして一般質問を行います。

まず、1つ目、美郷町のふるさと納税の現状と展望について伺います。

ふるさと納税は、納税とは言いながらも応援したい自治体に寄附をするものです。寄附をする側のメリット、利点としては好きな自治体に寄附できることや特典がある自治体から返礼品をもらえることなどが挙げられます。自治体側は幅広く収入を確保できることに加え、特産品を返礼品にすることによって地域の消費を拡大するとともに観光PRにもつなげることもできます。

寄附金は大まかに3割が返礼品に充てられ、2割はふるさと納税サイトの手数料となりますが、残りの半分、5割は自治体の収入になります。

先日の新聞では、仙北市がふるさと納税寄附額14億円であり、県内トップで過去最多を更新したと報道されていました。仙北市はふるさと納税制度で約7億円を稼ぎ出していることとなります。地域の特産品を全国にアピールしながら7億円の自由に使えるお金を手にした仙北市は国家戦略特区でもあり、これからも秋田県のトップランナーとしておもしろい展開を見せてくれることと期待しています。

対して、当町のふるさと納税寄附額は1,800万円程度で、2018年度から3年間を見ても、ほぼ横ばいに推移しています。自治体の規模もありますので、額ではなく寄附額の伸び率で示そうと思いますが、昨年度までの3年間で北秋田市やにかほ市は寄附額が16倍に、仙北市、男鹿市、大潟村は9倍に増加しています。ふるさと納税は自治体の稼ぐ力が試されています。返礼品数の少なさは魅力のない町だと捉えられかねません。県内のある首長は、担当職員1人もしくは2人で寄附額を何倍にも膨れ上がらせている。結局はやる気次第と話していました。

寄附額を増やすには返礼品の品数を増やすことが重要で、担当職員は小まめに地域の業者に何か商品がないか回り歩いているそうです。また、登録サイトを増やし、多方面からアクセスできるようにしているようです。さらに、巣ごもり需要など社会の状況を見ながら返礼品のラインナップも変化させることや寄附者へのアフターフォローも殊さら丁寧に行うようです。

当町のふるさと納税の現状はどうなっているのでしょうか。担当職員数や専任かどうか、また返礼品数、町内業者へのアプローチ、返礼品ラインナップの調整、寄附者へのアフターフォローなどの状況を伺います。

以前、美郷町の担当職にふるさと納税の話を持ちかけても断られてしまったという話を聞かされたこともあり、この制度をあまり重要視してないという印象を受けました。災害時にも役立つ財源として注目されているものですので、今後はふるさと納税制度を上手に活用してほしいと思いますが、今後の展望について町長の見解を伺います。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまの御質問にお答えいたします。

平成20年度から始まったふるさと納税の本町の状況は、初年度が寄附件数及び金額が15件120万5,000円で、その後少しずつ増加し、10年目となる平成29年度に306件1,763万8,000円となり、初めて1,000万円を超え、昨年度は533件1,742万8,000円となっております。これまで、寄附者の利便性の向上を考えるとともに、その増大を図るため、平成28年度からインターネット上で寄附できるポータルサイトに登録するとともに町内の協力事業者を募り、返礼品の拡充を図ってきておりますが、議員御説明のとおり寄附金額は平成30年度から1,800万円前後の横ばいで推移しており、寄附金額は伸びていない現状です。

その担当職員についてですが、課長以下3人の職員が当該業務を担っており、専任職員はおりません。

返礼品については、本年5月末時点の協力事業者が12社で67品目となっております。町内事業者へのアプローチについては、町広報紙とフェイスブック等で募集し、申請や相談を随時受けるとともに返礼品の送付が事業者からとなるため確実な送付の可否などについて審査し、登録させていただいております。返礼品ラインナップの調整については、現在のところ、行っておりません。返礼品を事業者における一つの販促活動と捉え、あくまで事業者の主体的な判断に委ねております。

寄附者へのアフターフォローについては、寄附に対する礼状、寄附金受領証明書、寄附金活用

事業の概要を送付するとともに、初めての方には町の観光パンフレットを同封し、町のPRも行っております。

なお、協力事業者の中には返礼品送付時に自社のチラシや注文書などを同梱し、PRしている事業者もあるところです。

最後に、今後の展望についてですが、ふるさと納税が自治体の独自財源となっている現状の是非については、地方交付税などとの関係からいろいろ思うところはありますが、現在定着している制度として前向きに活用を捉えることは大切なことと認識しております。また、返礼品の充実についても、先ほど申しましたとおり事業者にとっての一つの販促活動として前向きに捉えることも肝要と認識しているところです。

そのため、美郷町においては今年度、さらにポータルサイトを1社追加し、広く納税者の目に触れるよう努力を重ねているところです。また、今後も状況を踏まえて努力を重ねてまいりたいと存じます。

また、事業者に対しては、町の特産品開発事業補助金やパッケージデザイン支援事業補助金などを活用し、商品の魅力向上に努めていただくよう機会を捉え啓発してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

それでは、次の質問に移ります。

○4番（内田清文君） 2つ目の質問として、あきた美郷づくり株式会社の動向について伺います。

先日、あきた美郷づくり株式会社の経営陣が替わったという話を耳にしました。代表が替わり、新任、再任、退任によって取締役も8人から6人になったと伺っております。道の駅の設計にも関わり、リノベーションで大きな成果を上げているシーヴィジョンズの社長が経営陣に入ったことはおもしろくなりそうな予感がしますが、そのほかの代表や取締役がどのような方々かが分からないという声もあります。町長が代表を降り、副町長が退任された理由、また新体制になった取締役の方々に期待することと退任された方々に思うことについて、筆頭株主である美郷町として説明を求めます。

あきた美郷づくり株式会社は今年度、令和3年度で黒字化するとされています。議員の間でも時々話題になりますが、その現在の状況を伺います。また、新型コロナウイルスの影響をどの程度考えているのか、コロナ禍でなければ既に黒字になっていたのか、その根拠までを併せて伺います。

赤字を黒字にV字回復させるということは大変なことだと思います。黒字化にはPDCAを最

速で回す必要があると話す経営者もいます。黒字化に向けてどのような動きをしてきたのか、検証を踏まえて効果があったもの、なかったものを伺います。

今年の3月31日に道の駅がリニューアルオープンして2か月が過ぎました。今定例会の町長の招集挨拶では、コロナ禍にもかかわらず平年の約2倍以上の利用があったと話されていました。道の駅は当町における観光の中核施設として機能させるというものだったと思いますが、その取組の一つである道の駅への観光客を六郷の中心部へと誘客し、中心市街地活性化につなげるというものは現状としてどのような成果を上げているのでしょうか、町長の見解を伺います。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまの御質問にお答えいたします。

1つ目の経営陣の新体制についてですが、先月28日に開催された定時株主総会におきまして取締役4名の辞任を受けた取締役選任の議案が議決され、新たに2名が取締役として就任しております。

さて、代表取締役の辞任、副町長の実業取締役辞任の理由をお尋ねですが、恐らく社業発展を思慮したそれぞれの判断と存じますが、町政をただす一般質問の場において、人事に関し、しかも個人に帰属する事由をお答えすることは適切とは考えられませんので、株主の立場であってもお答えできません。

なお、選任された取締役には会社の設立目的を踏まえ、これまでの経験を生かしながら頑張っていたことを株主の立場で期待しております。また、辞任された取締役には、それぞれの経験を踏まえ社業発展に御尽力されましたことに株主の立場で感謝申し上げたいと存じます。

次に、あきた美郷づくり株式会社の経営状況についてです。

会社の経営状況は6月2日付、議長宛てに提出した「法人経営状況等報告」にありますとおり令和2年度末の繰越利益剰余金がマイナス2,900万円強という状況にあります。

こうした経営結果の理由は様々あるとのことですが、大きい要因として実質的な運営初年度となる令和元年度については、新会社にふさわしい変革を目指したものの旧会社等から引き継いだ事業内容の円滑な展開の関係で大きな変革が難しかったこと。また、それを本格的に実行しようとした令和2年度は新型コロナウイルス感染症が発生し、緊急事態宣言の発出に伴う施設の休館措置や営業時間の短縮などを含むコロナ禍対応を余儀なくされたと伺っております。

また、コロナ禍の影響をお尋ねですが、とにかく施設利用者が激減し、それに伴う売上げ減少が著しく、関連する各機関、団体から交付された補助金、交付金の総額以上に影響を受けている

と伺っております。

また、新型コロナウイルスの影響がなければ既に黒字化になっていたかとお尋ねですが、計画策定段階の想定環境がそのまま見込みどおりであれば計画どおりにいったのではないかと思います。また、どの事業においてもそんなことはあり得ず、また実際コロナ禍以外にも予見しがたい諸環境の変化に向き合い、業務推進及び経営してきておりますので、会社としてはコロナ禍に着目した仮定の経営検証はできないとのこと。

黒字化に向けての努力については、これまで様々な取組を行ってきているとのこと。

支出については、総務管理部門において繁忙期・閑散期における施設間の人員の弾力的運用でおおむね5%の人件費抑制を図っているほか、観光企画部門においては、マスコミやSNSなどを活用した宣伝活動や商品売込み活動によって、できるだけ経費をかけずに販促活動に努めていること、物産振興部門や飲食事業部門においては、仕入れの一本化に努め、特に物産振興部門においてはおおむね5%の減となっているとのこと。

また、収入については、物産振興部門において、出荷者等の新規確保、飲食事業部門において魅力あるメニューの追加に努めるなど業務拡大及び利用者増加に伴う収入増加に取組を重ねてきたとのこと。

なお、取組効果の総括的な検証については、コロナ禍で利用者が少なく、また取組んでから時間経過が短い段階にありますので、もう少し時間経過が必要とのことでした。

最後に、道の駅美郷から街なかへの観光誘客についてですが、この4月から道の駅美郷敷地内に観光情報センターを移設し、町内の観光名所や飲食店などの観光案内を実施しておりますが、受託しているあきた美郷づくり株式会社には受け身の観光案内ではなく、積極的な声かけのもと、町内に足を運ぶような観光案内を行っていただきたい旨を指示しているところ。

また、観光情報センター利用者数について、今後の対応の参考にするため、より明確に利用状況をカウントするようお願いしております。コロナ禍の中、比較することに妥当性があるか難しいところですが、本年4月・5月の利用者数は6,400人ほどで昨年同時期と比べ6,000人ほど増加しているところ。

また、道の駅から町内に誘導する一つのツールとして設置した「まちナビカード」については、この2か月で約2,300枚のカードが利用されておりますので、中心市街地の活性化を含む町内活性化に成果を上げているものと私は認識しております。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、4番、内田清文君の一般質問を終わります。

◇高橋邦武君

○議長（澁谷俊二君） 次に、2番、高橋邦武君の一般質問を許可いたします。高橋邦武君、登壇願います。

（2番 高橋邦武君 登壇）

○2番（高橋邦武君） 空き家等の解消と活用について、通告に基づき一般質問いたします。

少子高齢化など人口構造の変化や住宅ストックの余剰等により、全国的に空き家は増加傾向にあり、今後も大幅な増加が見込まれています。特に秋田県は持ち家率が全国トップクラスの現状から過疎化した地域の空き家のさらなる増加が推測され、大きな地域課題の一つになっています。

平成27年5月に施行された「空き家等対策の推進に対する特別措置法」において、市町村に空き家等対策計画の作成が求められたことから、町では令和2年4月に当該計画を策定し、空き家等の適正管理や有効活用等の対策に取り組んでいます。

その対策の対象となる空き家等は「常時無人の状態にある建物その他の工作物及び敷地」と定義しています。建物の中で問題となるのは適切な管理が行われていないため危険な状態にある空き家ですが、こうした空き家の実態調査と所有者等への助言・指導の現状についてお伺いいたします。

今年も固定資産税の納税通知書にリーフレットが同封されていましたが、空き家の適正管理、空き家バンク登録、無料相談会について周知・啓発する内容で、町と県が連携した非常によい取組を行っています。

無料相談会は仙北地域振興局が市町・関係業界団体と一緒に開催しており、昨年度の相談内容数を見ますと売却、解体、権利関係の順となっています。こうした機会を通じて住宅や相続など不動産に関する専門家と連絡調整を図ることができる態勢にありますので、危険空き家の所有者等に対し、書面または電話のみならず複数の関係者による面談、場合によってはリモート相談も必要ではないでしょうか。

危険空き家については、町総合計画で解体件数の累計24件の目標を掲げており、クリアできると思いますが、今年度補助上限額を80万円に上げるとともに建物の不良度のほか、周辺への迷惑度や影響度を加味する要件を設け、解体費用の5分の3以内の助成を加えた経緯と期待する成果についてお伺いいたします。

町空き家等対策計画では、令和6年度まで不良住宅等の3戸の解消を目標としていますが、不良住宅等の解消は危険空き家の解体とどう違うのか。また、5年間で3戸の解消はどのように進め

るのでしょうか。

さらに、法律で行政代執行の実施が可能となる特定空き家等が規定されていますが、町で該当する空き家はどのくらいあると判断しているのでしょうか。

次に、適正な管理が行われている空き家等は美郷町空き家等情報登録制度（空き家バンク）を活用し、定住促進等につなげることにしています。町総合計画では空き家・空き地情報による成約件数の累計70件の目標を掲げるとともに、利用希望者に対し、登録物件が少ない状況にあることから空き家等所有者への登録の呼びかけ方法を検討し、登録物件の増加につなげるにしていますが、現在の進捗状況と今後の対応策についてお伺いいたします。

移住・定住については、新型コロナウイルス感染症の影響により都会から地方への移住を考える人が増えており、この地方回帰の流れをつかもうと県では移住・定住者の拡大を目指す施策や高校生・大学生の県内就職の支援に一層力を入れています。町でも、定住促進奨励金制度に加え美郷暮らし促進奨励金制度を実施しており、交付件数が堅調に推移するなど、移住・定住者を対象とする助成は一定の成果を上げていると思います。引き続き、住まいや仕事等の情報発信、相談・支援体制の充実、地域の人材確保が必要と認識されますので、こうした課題にどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

最後に、登録情報を活用した空き家等の利活用について、関係機関・団体と連携し、地域活性化につなげることにしており、具体的には空き家等を地域の集会所、井戸端交流サロン、農家宿泊体験施設、住民と訪問客との交流スペース、移住希望者の居住棟として利活用することを想定しています。

空き家等は有効活用することにより新たなコミュニケーションを生む地域の財産になる可能性がありますので、まちづくりの観点からも住民主導の空き家等対策が重要であります。幸いにも空き家等の関係機関・民間団体との連携体制は構築されていますので、町内会長や行政協力員などに対し、どのように参画を促し、啓発を図っていくのかお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまの御質問にお答えいたします。

現在、本町において適正に管理されていない危険空き家として台帳登録している空き家は227戸となっております。その実態調査は住民から情報提供のあった空き家等について、町職員が現地調査を行い、空き家の危険度を目視把握するほか、空き家所有者及び相続人について、不動産登記情報で登記名義人を確認するとともに住民票等の交付請求により調査し、所有者等について確

認してきております。

また、令和元年度からは危険空き家のうち、目視により屋根、壁等の損傷が著しく、周辺環境に影響が懸念されるなど、特に適正な管理がされていないものについて、国が定めたガイドラインに沿って空き家の不良度判定を実施しております。現在まで26戸を調査し、23戸を不良判定しているところです。

助言・指導については、まずは台帳登録している全ての空き家所有者に文書にて適正な管理への助言・指導を行っているほか、強風等による破損や管理不徹底による周辺への悪影響、雪の重みによる倒壊や落雪等による歩行者等への危険など、深刻な事態が想定される場合には文書や電話にて緊急の助言・指導を行い、適正管理を促しております。

面談やリモート相談などについてですが、議員が御説明された仙北地域空き家の無料相談会には美郷町も参画し、本年度は美郷町、大仙市、仙北市を会場に4回開催を計画しており、9月4日には仙北振興局を会場にリモート相談を開催することとなっております。町としては、面談可能な方には今後も面談を行っていくとともに、リモート相談についても可能な方には今後対応してまいりたいと存じます。

次に、危険空き家解体事業補助金についてですが、解体による危険排除を加速化させるため、それまでの解体経費実績が平均約120万円であることを踏まえ、また個人財産であることも勘案し、最低4割は個人負担にするべきとの認識で補助上限を80万円にするとともに、立地場所が住民生活に及ぼす影響の大小を踏まえ、補助率2分の1から5分の3としております。上限額及び補助率を上げたことで危険空き家の解体に対する意識が向上し、周辺への被害が防止されることを期待しております。

次に、不良住宅の解消等についてですが、まず不良住宅については、危険空き家として台帳登録している227戸のうち、建築士へ判定を依頼し、国が定めた「特定空き家等に対する措置に関する適切な実施を図るための指針」に基づき、不良住宅と判定したものを指します。

議員御質問の不良住宅3件の解消は不良住宅23件のうち3戸を解消するとしたもので、周辺への影響等を勘案し、特に危険を感じる空き家について、所有者あるいは相続人に対して解体に向けた助言・指導を文書及び口頭で行ってまいります。もちろんですが、危険空き家解体事業補助金の活用も周知してまいります。

次に、行政代執行が可能となる特定空き家等についてですが、現在のところ該当する空き家はございません。町としては、特定空き家等に認定し、最終的な措置の行政代執行を判断する前の段階において所有者に補助金を活用した不良住宅の解体を今後も促してまいります。

ただし、地域住民の生命と健全な生活環境の保全を緊急に図る必要があると判断した場合には、特定空き家等に認定した上で必要な対策を講じてまいりたいと存じます。

次に、空き家バンクの登録状況ですが、制度が開始された平成18年度からこれまで143件を登録しており、そのうち81件が成約に結びついております。

第2次美郷町総合計画で目標としている成約件数70件の目標に対しては目標値を上回る状況となっておりますが、議員御指摘のとおり現在の物件登録状況については、物件利用希望者88名に対して物件登録件数が31件と少ない状況が続いております。こうしたことから、令和元年度と2年度においては登録物件の増加を目指し、空き家物件の所有者に対し、空き家バンクへの登録案内を計4回行ったところですが、これまでのところ登録物件の大幅な増加には至っていない状況です。

登録していただけない理由として、現状は空き家であるものの所有者が管理しているため登録を希望しない、空き家の所有権移転が行われていないため登録できないなどのことがあるものと存じます。引き続き、制度の周知を図るとともに空き家バンク登録後の支援策、例えば登録物件が成約された際の所有者あるいは利用者に対する経費支援等について、来年度からの実施を見据えて検討を重ねてまいりたいと存じます。

次に、移住・定住の促進策についてですが、議員御指摘のとおり新型コロナウイルス感染症の影響等により首都圏から地方への移住を考える方が増えてきているものと存じ、町としてはこれまで以上に取り組むべき課題と認識しているところです。

今後の取組については、移住希望者に対して引き続ききめ細かな相談支援を実施するほか、首都圏で開催される移住相談会においては、美郷の魅力をPRするとともに移住希望者が必要とする住宅や教育、子育て支援策などの情報も発信してまいりたいと存じます。

このほか、今年度は移住希望者向けのプロモーションビデオを新たに制作し、美郷町の住みよさや美郷町に移住された方々の生活の様子などを町公式ウェブサイトやSNSにより情報発信するほか、移住相談会においても放映するなど様々な場面で活用し、その促進に努めてまいります。

さらに、本町への移住のきっかけとしていただくため美郷暮らしを体験できる「美郷暮らしお試し移住体験」の実施などについても来年度以降のテーマの一つとして捉え、検討してまいりたいと存じます。

最後に、登録情報を活用した空き家等の利活用については、議員御指摘のとおり住民主導の観点で新たなコミュニケーションを生む地域の財産になる可能性はあるものと存じます。そのため、町内会長や行政協力員の皆様には空き家物件の情報を町に提供していただくとともに移住者の受

け皿として空き家の活用についても一緒に考え、対応していただきたいと存じます。今後、様々な機会を通じ、その対応等についてお伝えしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）高橋邦武君の再質問を許可いたします。

○2番（高橋邦武君） 美郷町については、非常に空き家等の対策については県内でも、県と一緒にやっているといふふうに思っております。空き家等の解消が進まないということにつきましては、やっぱり費用の調達が非常に困難であるというような経済的要因があるのではないかというふうに思っております。今回町の支援を拡充したわけでございますけれども、何か県のほうの支援も必要ではないかと思っております、本来県にとっても大変大きな地域課題だと思っておりますが、市町村だけが負担が多いというふうな認識にちょっと欠けているというふうな印象がありますので、町村会の要望に加えるなど、県に財政的支援を求めることも必要ではないかというふうに思います。

それから、空き家等の所有者と利用希望者の橋渡し、マッチングですけれども、これはどうしても行政としての限界があるということだと思いますので、やはりNPOですとか町内会などに委ねたほうがよいケースがあると思います。この利用希望者に対しては、親身になって対応してくださる町内会の世話役が非常に重要なのではないかというふうに思っております。町長におかれましても、まず今後の空き家等対策に当たりまして費用負担の在り方ですとか、あるいは町内会の役割について御所見をお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

議員御承知のとおり、リフォームについては県の補助金とともに町の補助金を併せてリフォームがしやすい環境で、その推進を図っているところであります。空き家の解体についても、同様に県からの支援策があるとするならば利用者にとっては進みやすい環境となりますので、何らかの機会を通じて県のほうに要望してまいりたいと存じます。

また、地域の方々の協力態勢については、議員が御説明なされた点もあるというふうに認識いたしますので、今後様々な機会を通じ、空き家が在する各行政区の協力態勢についても検討していただくようお願いをしましてまいりたいと存じます。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、2番、高橋邦武君の一般質問を終わります。

○議長（澁谷俊二君） ここで、10分間休憩します。

（午前10時57分）

（午前11時07分）

○議長（澁谷俊二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇泉 美和子 君

○議長（澁谷俊二君） 次に、5番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

（5番 泉 美和子君 登壇）

○5番（泉 美和子君） 通告に基づき一般質問いたします。

国保税の子供の均等割の減免について伺います。このことについては、これまでも質問してきましたが、国がようやく来年度から子育て世帯の負担軽減を進めるとして未就学児に係る均等割額の5割を軽減することとしました。7割、5割、2割の軽減措置されている世帯には、そこからさらに上乘せされます。子育て世帯の負担軽減を求めてきた粘り強い運動の成果だと思えます。国保に新たな公費を投入することは一歩前進ですが、軽減対象を未就学児に限ってとしていることは子育て支援策としては十分とは言えません。子育て世帯の負担は未就学児よりも年齢が上がるにつれ子供が成長するに従って重くなっていきます。収入のない子供にまで保険税を課す子供の均等割負担は子供の貧困対策にも子育て支援にも逆行しています。コロナ禍での生活支援、そして子育て支援を進めるため、減免対象を未就学児に限定しないで18歳まで拡大して実施するよう求めるものですが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまの御質問にお答えいたします。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案が第204回国会で可決され、令和4年度から全ての国民健康保険被保険者の未就学児を対象に均等割額を5割軽減することになったことは議員がおっしゃるとおりです。現行の7割軽減は8.5割軽減に、5割軽減は7.5割軽減に、2割軽減は6割軽減に、軽減対象外の方が5割軽減に、それぞれ軽減率が拡大され、その財源は国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1を負担することとなります。

美郷町で対象となる未就学児は令和3年3月末時点で52名おり、対象者の現行における軽減後

の均等割課税額の総計が約30万円から制度改正後には総計約65万円に軽減されることとなります。

さて、議員御質問の「子供の均等割軽減を18歳まで拡大する」ことについてですが、現行制度においては、市町村単独事業として子供の均等割軽減を実施している市町村は調べた範囲では東北で4市、全国で40市町村、秋田県内ではありません。

子供の均等割軽減については、国民健康保険が法に基づく全国一律の医療保険制度として運用されている以上、導入についても全国一律で導入されるべきと考えており、そのためこれまでも県町村会を通じて国に制度化の要望をしてきているところです。引き続き、全国一律の制度として国が制度拡充するよう町村会を通じて国に要望してまいりたいと存じます。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○5番（泉 美和子君） 全国一律の制度に拡充していくということで、これは以前からもこのような答弁でありましたけれども、例えば子供の医療費無料化制度などもまだ国の制度とはなっておりませんが、各自治体が独自に支援策を拡充していく中で全国的に広がっていき、大変子育て世帯の方に喜ばれています。国保制度ではありますけれども、この子供の均等割は子育て支援の立場で拡充をしていく、これが全国知事会もまた市町村長会も求めていることであります。いろいろな子育て支援の町で行っている様々な政策の一つ、一環としてぜひ他町に先駆けてこれを実施していただきたいものだと、これは以前からも求めてきたことでありますけれども、この制度が拡充したことに伴って、ぜひこれを進めていただきたいものだと思います。その点で、またもう一度御答弁をお願いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

賦課と受益とは全く別物でありますので、議員がおっしゃったことは御意見として受け止めながら、先ほど答弁いたしましたとおり国の制度として、引き続き県町村会を通じて全国的に展開されるように要望してまいりたいと存じます。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

次の質問に移ります。

○5番（泉 美和子君） 学校トイレに生理用品を設置することについて質問いたします。

コロナ禍で生理の貧困が可視化され、全国で生理用品を無償提供する自治体が広がっています。当町でも実施を決めたことは歓迎するものです。ぜひ一時的な措置にとどめることなく、今後継続を望むものです。

生理の貧困が問題となる中、貧困対策にとどめず、学校のトイレにトイレットペーパーのように生理用品の常備も当たり前になるようにという声もこの間広がっています。東京の多摩市や神奈川県大和市などのように小中学校の女子トイレの個室や洗面台付近に常備し、誰でも自由に使えるようにしている、こういう自治体が増えてきています。宮城県でも多賀城市に次いで大河原町でも学校トイレに配備することを決めました。

当初、国は3月に打ち出したコロナ禍の女性の支援策で初めて女性用品の名で生理用品提供を補正予算に盛り込んだものの、学校支援は対象でないとしていましたが、学校配備を求める女性団体などの運動や国会での質問などを受け、運用を発展させています。文科省は4月に生徒・学生への支援や手取りやすい場所、保健室のほかにもなどと提供方法や配置場所の工夫などについて通知を出しています。コロナ禍に限らず必要とする児童生徒が保健室に行かなくても安心して入手できるよう学校のトイレに生理用品を設置し、子供たちの教育環境を整えるべきだと考えますが、教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 福田世喜君 登壇）

○教育長（福田世喜君） ただいまの御質問にお答えいたします。

町内の小中学校では、児童生徒が学校生活の中で生理用品を必要としたときのために保健室に生理用品を50個から100個常備し、提供しております。今年4月からのその利用状況は、3小学校においてそれぞれ1人・3人・利用者なしで、中学校において4人でありました。

また、学校での生理用品に関しての指導は保健の授業の中の性教育においてや、宿泊を伴う行事の前に養護教諭や女性教諭によってなされております。そして、保健室利用についての指導を通して困ったときには養護教諭や女性教諭に相談するよう周知しているところであります。

そのような中で、町長の行政報告にありましたように町福祉保健課において、コロナ禍において生理用品の購入が困難な方を支援するために生理用品を無償で提供することとしております。その生理用品については、児童生徒の活用も見込まれますので、町教育委員会が学校を通じて保護者に周知を図ってまいります。

さて、御質問のありました保健室以外への生理用品の配置については、議員御指摘のように文部科学省からことし4月の事務連絡において、「生理用品を必要としていることを言い出しにくい児童生徒にも配慮し、必要とする児童生徒が安心して入手できるよう提供方法や配置場所等の工夫などを御検討いただきたい」との要請文がありました。

これを受けて、町教育委員会としましては、言い出しにくい児童生徒のことも考慮して、どの

ように対応をしたらよいのかについて、校長会などで検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○5番（泉 美和子君） 今後、校長会で検討していくというような御答弁でしたけれども、神奈川県の大和市の例をちょっと御紹介いたしますが、生理用品を10枚程度を巾着袋に入れて、そして洗面台付近につるして自由に使えるようにしているということでした。そして入替え、補充するのは掃除の担当とか、そういうようなこと、あとほかの地域、東京の多摩市などは個室にも備えているという、ケースに入れてですね、そういうようなことで、やっぱり保健室まで行くのはとか、言い出しにくいとか、そういう例もいろいろこれまでの女性団体の運動などでも紹介されています。保健室まで行くのは嫌なので子供たち同士で貸し借りをしているとか、そういうこともあったような、そういう、全国の例ですけれどもそういうこともあります。ぜひ誰でも必要なときにトイレットペーパーのようにトイレに行ったらすぐ使える、目の前に置いてあるというような、そういう環境整備をしていただきたいものだと思います。生理用品は必需品ですので、ぜひ子供たちが安心していつでも利用できるような態勢づくりを進めていただきたいと思います。自治体によって先進事例いろいろありますので、ぜひ今後検討していただきたいと思います。もう一度御答弁をお願いします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。教育長、自席をお願いします。

○教育長（福田世喜君） ただいまの御質問にお答え、再質問にお答えいたします。

ただいまの情報も参考にしながら子供たちの、この美郷町内での必要の実態状況、それを踏まえてそれらを置いたときの管理面のこと、その他様々な側面もありますので、総合的にその辺を検討して校長会等で検討して今後考えていきたいというふうに思います。

○議長（澁谷俊二君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、5番、泉 美和子君の一般質問を終わります。

◇鈴木正洋君

○議長（澁谷俊二君） 次に、3番、鈴木正洋君の一般質問を許可いたします。鈴木正洋君、登壇願います。

（3番 鈴木正洋君 登壇）

○3番（鈴木正洋君） 通告に従いまして一般質問をいたします。

私は、六郷高校の学校運営協議会の委員として、また六高サポーターの一員として六郷高校の魅力高める活動に取り組んでいます。入学者の減少が続く六郷高校ですが、現在の生徒数は3年生63人、2年生52人、1年生44人となっており、存続に関して黄色信号がともった状態にあります。「高校魅力化による地域づくり」がテーマのレポートに、「高校の存在が地域社会の存続や活性化のためには欠かせない」とありました。高校がなくなれば家族ぐるみの人口流出の引き金となり、子育て世代からは居住対象地域として見向きされなくなり、人口流出がさらに加速して地域崩壊へとつながります。

島根県立隠岐島前高校の魅力化に取り組んだ岩本 悠氏は「高校は県立でも、町当局を含めた地域総がかりでの取組が必要」だと述べています。六郷高校の存続に向けて美郷町は何ができるのか、これよりお伺いいたします。

1 番、六郷高校魅力化支援員の配置を。

六郷高校のことを考える人たちが集まって話をすると様々な提案がなされるものの、それが実行に移されることはあまりありません。仕事として時間をかけて取り組める人がいないからであり、その点が活動を進めていく上で最大のボトルネックになっています。学校の魅力を高め、その成果を広く発信し、生徒の募集につなげていく実行力を持った専門職員、(仮称)六郷高校魅力化支援員が必要だと考えます。

高校の教職員は自分の専門分野の深い知識はあっても地域とのつながりが弱いため、学校と地域をつなぐコーディネーターの役には不向きです。また、営業や宣伝などに取り組んだ経験がなく、生徒の募集に関する戦略を描けないのが実情です。もとより多忙であり、県からの辞令を受けて数年で異動しなければならない身の上の人に今以上の取組を求めることは酷でもあります。

宮崎県高千穂町は役場職員の1人を「高千穂高魅力向上コーディネーター」として選任しています。岩手県住田町は教育コーディネーターを採用し、住田高校の支援強化のために活用しています。どちらも町に一つだけの県立高校であり、六郷高校のある美郷町と置かれている状況はよく似ています。美郷町も六郷高校魅力化支援員を配置すべきと考えますが、見解をお伺いします。

2 番、「地域みらい留学」に取り組む考えは。

内閣府が地方創生の中で進める「高校生地域留学の推進のための高校魅力化支援事業」を活用して「地域みらい留学」に取り組むところが増えていきます。東北地方の中から探してみると岩手県では先述した住田町の住田高校など6市町村7高校、山形県は遊佐町の遊佐高校など2町2高校、福島県では2町2高校。青森県と宮城県、秋田県では、まだ取組がありません。早くから始めたところでは1学年20人以上の留学生を集めている高校もあります。

高校3年間を対象期間とする「地域みらい留学」に加え、昨年から2年生のときだけ留学する「地域みらい留学365」も始まりました。コロナ禍で窮屈な生活を送っている都会の人たちにとって、地方への関心は高まっていると考えられます。地域との結びつきが強い六郷高校は多様な人間との関わり合いによる生きた教育を実現できます。伝統行事への参加や自転車競技への取組など、地域にある資源を有効活用すれば都会では得がたい体験を提供することができます。

地域留学は地元の生徒たちにとってもメリットがあります。狭い地域の中で閉じた人間関係となりやすいところに異なった背景を持つ都会からの生徒たちが交わることは、よい刺激となります。留学生の募集には東京の大田区や御田小などとのつながりも活用できそうです。内閣府の資料によると、魅力化に関わるコーディネーターの人件費などは補助金による支援が受けられるとあります。このように可能性の感じられる「地域みらい留学」に取り組む考えはあるのか、お伺いします。

3番、六郷高校に給食を提供する考えは。

町営の学校給食センターから県立高校に給食を提供している自治体があります。岩手県の住田町もその一つです。町外在住の生徒もサービスの対象に含まれるため、公費の使い道として公平性が問われる面もありますが、保護者にとってありがたい支援策であることは確かです。給食が出るのなら六郷高校を選ぼうと考える人もいると考えられます。仮に「地域みらい留学」で寮生活となった生徒たちのことを考えると給食を提供し、栄養のバランスを確保していくことも検討していかねばなりません。六郷高校へ給食を提供することについて、どう考えるのかお伺いします。

4番、美郷中学校の1年生を対象に六郷高校の1日体験入学を実施しては。

周囲から伝えられる不正確な情報と誤ったイメージにより六郷高校が敬遠されているとなれば問題です。平成29年に「六郷高校の未来を考える会」が行った高校選択に関するアンケート調査があります。六郷高校を選ばなかった理由をあぶり出すことを狙いに、自宅が六郷高校の近くであっても、ほかの高校を選んだ人たちを対象に調査を行いました。

県内の高校志願状況からは進学校以外の普通高校が生徒募集に苦戦している傾向が見てとれますが、これは学校の特徴と魅力が分かりにくいためと考えられます。六郷高校の優位性を正確に伝えられればイメージもよくなると考えられます。あくまで将来の高校選択の目安と参考にすることを目的として、美郷中学校1年生を対象に六郷高校の1日体験入学を実施してはどうかと考えますが、見解をお伺いします。

その他、六郷高校の支援策についてのお考えがあればお聞かせください。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 福田世喜君 登壇）

○教育長（福田世喜君） ただいまの御質問にお答えいたします。

六郷高等学校は、町内唯一の高校として高等教育だけでなく多くの地域活動やボランティア活動に取り組み、地域の拠点校として広く町民に親しまれている学校であります。

その六郷高校はここ数年、入学者の大幅な定員割れが続いていることから募集定員が少なくなる可能性もあって学校の活力低下が心配されている状況です。そのようなことから六郷高校の将来にとって今が非常に重要な時期にあると認識しており、特に普通科の魅力アップをどのように図っていくのかと福祉科のすぐれた実践をどのように生徒募集に生かしていくのかなどが大きな課題であると考えております。

さて、1点目の御質問の六郷高校の魅力化支援員の配置についてであります。配置を検討するに当たっては、まず六郷高校が主体として学校の魅力化向上のためにどのような新たな取組をしようとするのかを明確にする必要があると考えます。そして、その新たな取組をするために地域の関係者にどのような協力を求めるのか、そのためには魅力化支援員が必要なかどうか、必要とするならば魅力化支援員はどのような活動を想定するのかを明らかにしなければなりません。その上で、その魅力化支援員について、学校設置者である県教育委員会が予算措置できないかどうか検討課題になります。

以上のような事柄について、現状においては、主体である六郷高校の方針が明確に表明されておりませんので、その方針表明がまず必要であると考えております。よって、魅力化支援員については六郷高校の方針を確認した上で、その基本的な事柄について関係者で議論することが現在求められていることであると考えます。

2点目の「地域みらい留学」についてであります。この制度は議員御指摘のように内閣府地方創生推進室の「高校生の地域留学の推進のための高校魅力化支援事業」の中の一つであり、地方自治体が国からの補助金をもとに実施していくものであります。この事業に取り組むに当たっては、県教育委員会と六郷高校の推進に向けた明確な方針が重要であり、例えば魅力的な教育課程の策定や寮などの宿泊環境整備等も大きな課題となります。

このようなことから、六郷高校の明確な実施希望や県教育委員会の取組支援決定がない中では「地域みらい留学」の実施は困難であると考えます。

3点目の六郷高校への給食を提供することについてであります。学校給食法によりますと学校給食は義務教育における児童生徒に栄養のバランスのとれた食事を提供することにより心身の

健全な発達を促すことを目指して行われております。

このようなことから、町内小中学校の児童生徒に教育活動の一環として提供している給食を、県立高校であり、かつ町外の生徒も在籍している六郷高校へ提供することにつきましては、学校給食法の趣旨から外れるものであり、提供は困難であるものと考えます。

4点目の美郷中学校の1年生を対象にした六郷高校の体験入学の実施についてであります。体験入学の実施主体はあくまでも県教育委員会と六郷高校であります。県教育委員会と六郷高校が美郷中学校生徒を対象とした体験入学を計画し、町教育委員会に協力要請があった場合には協力について前向きに検討してまいります。

ただし、生徒の高校などへの進路につきましては、あくまでも個人の希望を尊重すべきことであり、その点に配慮していくことが必要であります。

5点目は六郷高校へのこれまでの町の支援策についてであります。六郷高等学校教育振興会への補助金による支援や、六郷高校生のインターンシップ受入れなどの地域における活動での支援、企業見学や企業説明会に参加する際の町有バスの使用支援、広報「美郷」や町ホームページに六郷高校の取組を掲載し、六郷高校の活躍を町内外に情報発信する支援などによって六郷高校の魅力度アップにつながるよう支援を行ってきております。

町といたしましては、今後もこのような支援を継続するとともに六郷高校や六郷高校関係団体との協議も踏まえて同校の支援に取り組んでまいります。以上であります。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）鈴木正洋君の再質問を許可いたします。

○3番（鈴木正洋君） 御答弁の中では六郷高校は大事であると、生徒減少に危機感を感じているというふうなことは、よく理解しました。

ただ、六郷高校からの要請がないためにいろいろと動けないというふうなお答えだったかと私は理解しました。この問題は教育だけの話ではなくてまちづくり全体に関わることでありますので、町から六郷高校に対して、もう少し町に要望、要望といいますか、積極的な要望を出してもいいんじゃないかと。出してくださいよと六郷高校に町から強く言うということが大事ではないかなと思いますけれども、もっとですから六郷高校と町の間意思疎通をよくして、支援要請を出してくださいよということを六郷高校に言っただろうかなと思いますが、その点についていかがでしょうか。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。教育長、自席でお願いします。

○教育長（福田世喜君） ただいまの再質問にお答えいたします。

ただいまの御意見は受け止めて考慮していきたいと思います。ただ、私ども気をつけなければならないのは、六郷高校は県立高校であります。市町村の教育委員会が、その高校にこういうことをということを言い過ぎますと、県立高校にはやはり学校管理者としての立場を踏み越える形になることでの関係性の悪化問題が出てくることがあります。ですから、原則としては県立高校でありますので県教育委員会の方針とそれに基づく高校の立場を尊重して、町としては支援しますというスタンスが大原則であります。その点のことをわきまえながらということがありますので、そういうことに留意して、今後また支援については協議を高校等と行っていきたいというふうに思います。

○議長（澁谷俊二君） 再々質問ありますか。（「はい」の声あり）鈴木正洋君の再々質問を許可いたします。

○3番（鈴木正洋君） あとはですね、県に対する要望というのも考えていただきたいと思うんですが、岩手県などの事例を見ますと地元の高校をなくさないでくださいということで町の町長などが県の教育委員会に対して高校再編計画をどうかもう一度見直してくださいというふうな要望活動を行っている事例をよく目にします。その内容を見るとただなくさないでくださいというふうな言い方をしている例が多いのかなと私は捉えましたがけれども、今、高校の普通科についての在り方が問われている状態にあります。

文部科学省が示していますけれども、高校普通科、進学校以外の魅力がはっきりしないということで、例えば学際融合型ですとか地域探求型ですとか、そういう高校の在り方を見直していくというふうな方針も示されています。秋田県教育委員会の動きはちょっとあまり乗り気では、あんまり何か目立った動きはないように見受けられますけれども、やはり高校、地元にある普通高校の魅力アップということで、どうも魅力がはっきりしないと。普通高校の魅力、普通科の魅力アップが大切だということ、先ほど教育長もおっしゃっていましたがけれども、こういう再編案とかについても、県の教育委員会で積極的に取り組んでほしいというふうな県に対する要望というのも町のほうから積極的に上げていくべきではないかなと、そのように考えます。ですので、県の先手をとるような提案型の要望活動を行っていただきたいなと私は思いますが、その点についていかがでしょうか。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。教育長、自席でお願いします。

○教育長（福田世喜君） ただいまの再々質問にお答えいたします。

県に対して六郷高校をなくさないでほしいという一般論の要望は常にできることであると思います。町の立場として。

ただ、その魅力化のところ、例えば普通科をこうしたいいいのではないかと何かしら対策をとってほしいという要望を出すときには答弁で述べましたけれども、主体としての六郷高校の校長先生はじめ教職員がどのように考えているのかを十分踏まえて、そこでお互いに共通確認して要望しなくてはならない、そうしないとうまくいきません。高校側が納得していないものを教育委員会なり町が県教育委員会へ要望しても動いていきません。そういうところを先ほどの答弁では大事だということで、六郷高校の意思を確認して、その上で協力していきましょうということを考えているところであります。

○議長（澁谷俊二君） これで、3番、鈴木正洋君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（澁谷俊二君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

明日午前10時、本会議を再開します。

御苦労さまでした。

(午前11時41分)

